

第5部

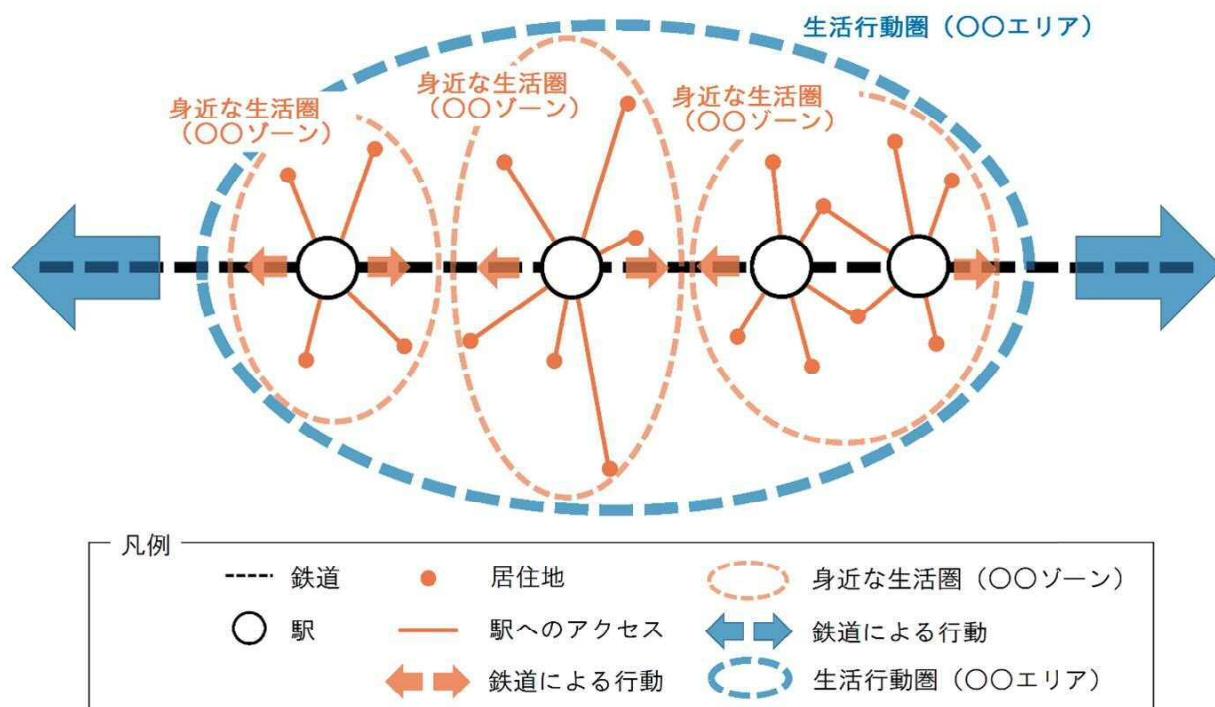
身近な生活圏別の 沿線まちづくりの 考え方

I 身近な生活圏別の沿線まちづくりの基本的な考え方

1 目的

- ・市民の生活行動圏は、鉄道沿線を主軸に広域的に展開しており、日常的な生活圏（身近な生活圏）は鉄道駅と各々の居住地を中心とした比較的狭い範囲で展開しています。
- ・高齢化や人口減少を見据えると、日常的な買い物や身近なコミュニティの形成単位などは身近な生活圏の中で行えることが望ましく、沿線まちづくりを進めるにあたっては、広域的な視点とともに、地域に身近な視点も重要であると考えます。
- ・全体構想においては、鉄道を軸に市民の生活行動圏が「北部エリア」、「中部エリア」、「川崎・小杉駅周辺エリア」、「川崎駅・臨海部周辺エリア」の4つに分けられることに着目し、それぞれのエリアにおけるまちづくりの基本的な考え方を示しました。
- ・そこで、区別構想においては、市民とまちづくりの方向性をより共有しやすくすることを目的として、身近な生活圏ごとにまちの特徴やまちづくりの方針を整理し、それぞれのゾーン内に掲げられている主なまちづくりの方針を明確にします。

■生活行動圏と身近な生活圏の関係（イメージ）

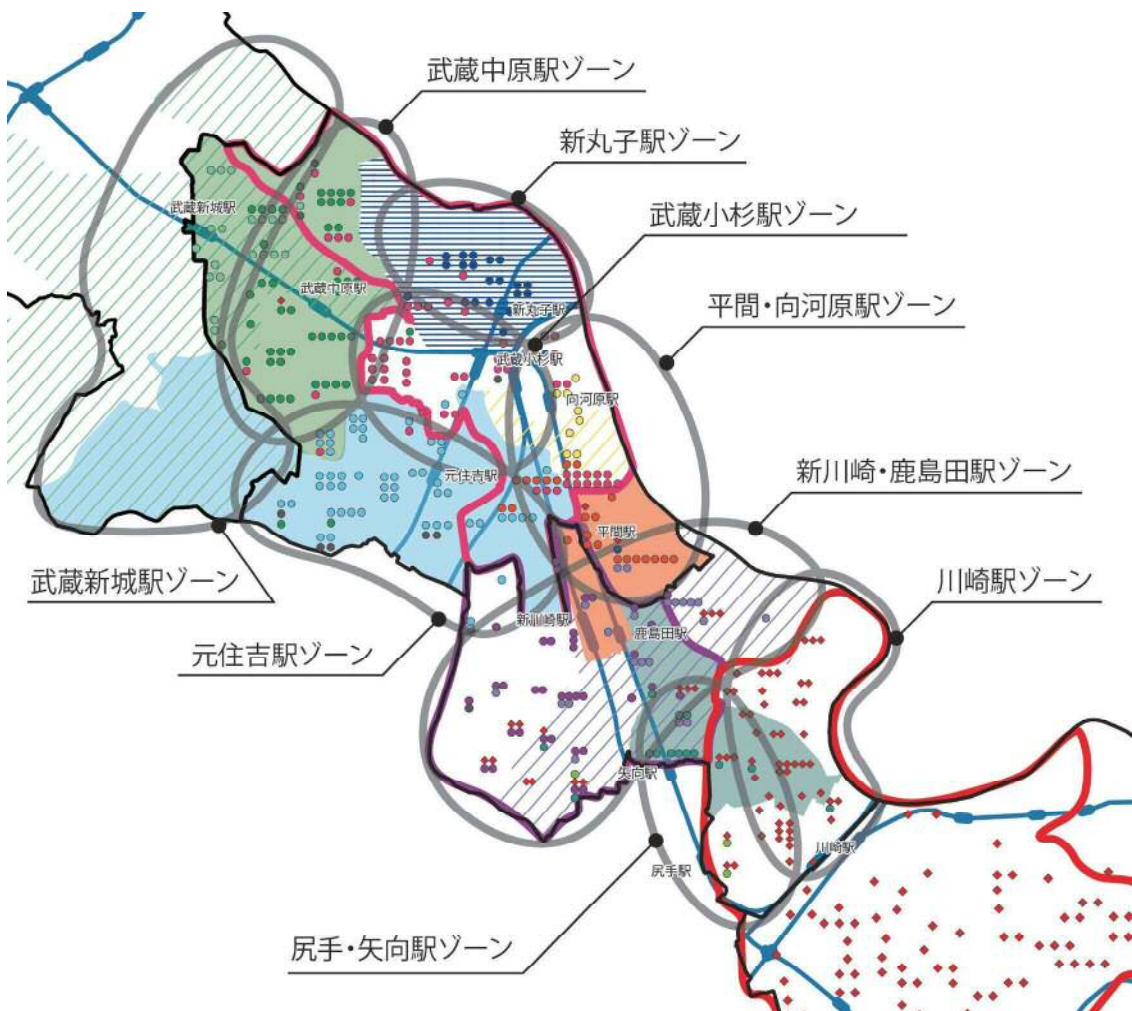


2

川崎・小杉駅周辺エリアにおける「身近な生活圏」

・川崎・小杉駅周辺エリア内における「身近な生活圏」は、各鉄道駅の利用圏とおおむね一致すると考え、通勤・通学や日常的な活動における鉄道駅の利用圏などを踏まえ、次のとおり、9個のゾーンを設定しました。幸区構想では、うち3個のゾーンを幸区に関係の深いゾーンとして、主なまちづくりの方針を整理しました。

※一部、中部エリアを含みます。



凡例

- 各駅を初乗りとする定期券利用者の20%以上が居住する範囲 ※1
- 各駅を最寄り駅とする市民アンケート回答者の居住地 ※2



身近な生活圏

※1 出典「大都市交通センサス（平成27（2015）年）」を基に作成

※2 出典「都市計画マスター・プラン改定に向けたアンケート調査（平成27（2015）年）」を基に作成

II 身近な生活圏のまちづくり

新川崎・鹿島田駅ゾーン

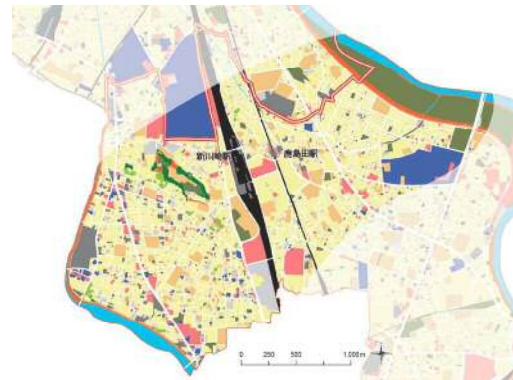
<ゾーンの概要>

(1) 位置

【川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査（平成 27（2015）年）

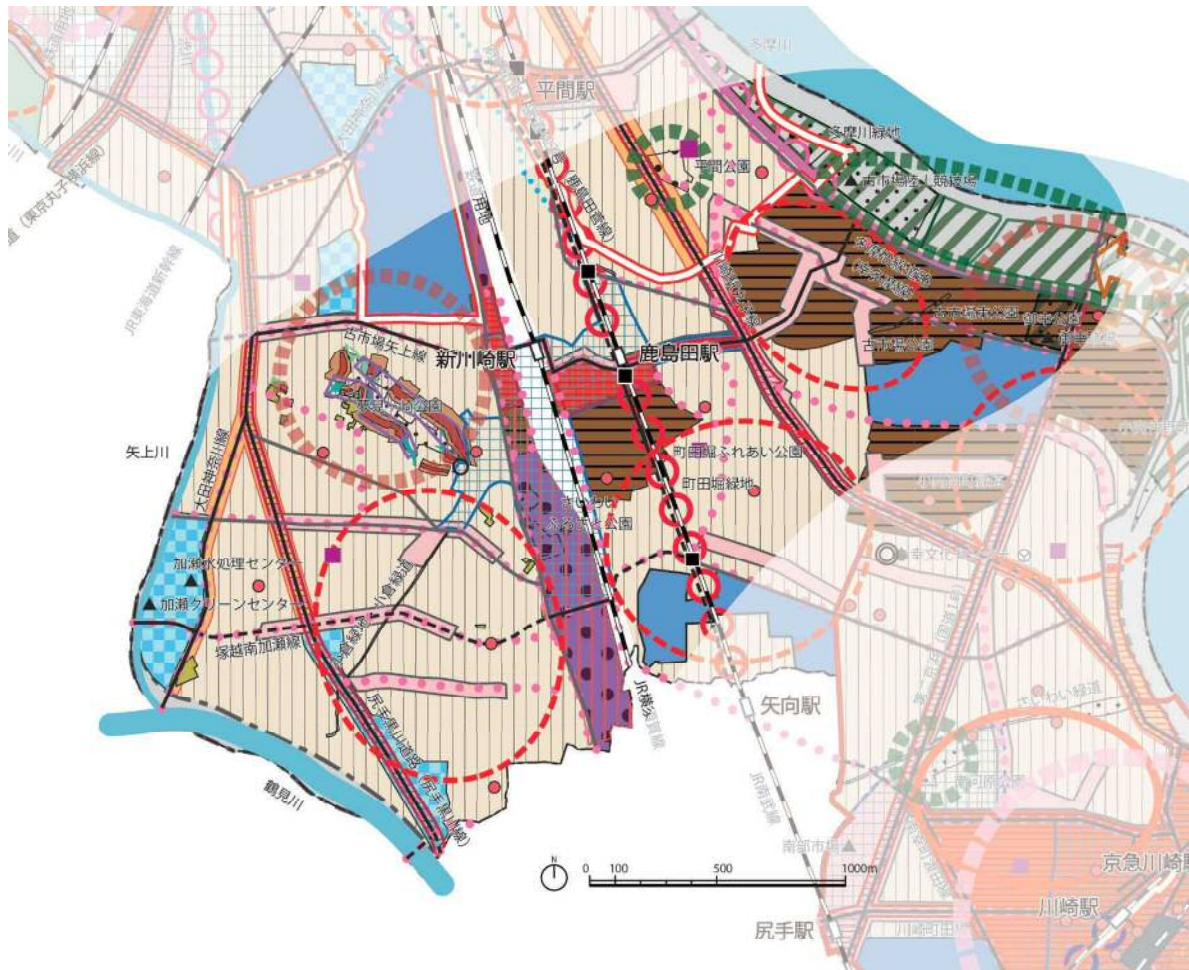
自然的 土地利用	
農地	
山林	
河川、水面、水路	
荒地、海浜、河川敷	
都市的 土地利用	
住宅系土地利用	
商業系土地利用	
工業系土地利用	
輸送施設用地、供給処理施設用地	
公共用地、文教・厚生用地	
公共空地・民間空地	
その他の空地	
道路用地	
鉄道用地	
市區界	

鹿島田地区や小倉地区、北加瀬地区、南加瀬及び古市場地区の一部などを含むゾーンです。かつては二ヶ領用水を利用した米作りや野菜作りが行われていました。昭和2（1927）年に鹿島田駅が設置され、日本の物流を支えた新鶴見操車場ができ、工場の立地と住宅地が混在する都市化が進みました。また昭和55（1980）年に新川崎駅が設置され、現在は新鶴見操車場跡地の活用により、ものづくり・研究開発機能の集積が進んでいます。

<ゾーン内の主なまちづくりの方針>

- 新川崎駅周辺では、ものづくり・研究開発機能や商業・業務機能、都市型住宅などの諸機能を集積し、魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。
- 鹿島田駅周辺には密集市街地や老朽化した住宅団地があり、拠点整備と併せて、住環境の改善を含む、周辺市街地と調和したまちづくりをめざします。
- 土地区画整理事業や一定規模以上の総合設計制度などにより、良好な住宅地が形成されている地区は、「平たん部住環境調和エリア」として、低層住居専用地域では、戸建住宅と共同住宅などが調和した低密度の土地利用を図るとともに、中高層住居専用地域などでは、戸建住宅と共同住宅などが調和した中密度の土地利用を図ります。
- 鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化し、利便性や快適性を向上することによる公共交通機関の利用促進を図るとともに、駅の交通結節機能を強化するために、市街地整備や土地利用転換と連携した駅前空間の整備や鉄道駅の交通アクセス環境の改善を図ります。
- 「川崎市夢見ヶ崎動物公園基本計画」に基づき、夢見ヶ崎公園の魅力向上に賛同するサポーターと協働して、動物を活かしたイベント運営や加瀬山周辺の豊かな自然環境や景観などの地域特性を活かした公園づくりと賑わいの創出を図ります。
- 自然災害に強い地域生活拠点をめざし、帰宅困難者対策や浸水対策、災害に強い建築物の整備の誘導など、まちの防災機能の強化を図ります。

■方針図



一方針一

- 商業業務エリア
- 地域商業エリア
- 平たん部住環境調和エリア
- 平たん部住環境向上エリア
- 住工調和エリア
- 産業高度化エリア
- 新産業誘導エリア
- 韓緑道路沿道エリア
- 公園緑地の拠点
- 緑の拠点
- 優先的に保全を図るべき緑地
- 保全すべき緑地
- かわさき多摩川ふれあいロード

- JR南武線立体交差化
- 踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進
- バリアフリー基本構想策定地区
- バリアフリー推進構想対象地区
- 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区
- 協働による防災まちづくりの推進地区
- 都市景観の形成
- 緑化推進重点地区
- 多摩川と沿線空間の連携

—基本凡例—

- 区役所・出張所
- 鉄道
- 都市計画道路(完成・概成区間)
- 都市計画道路(事業・計画区間)
- 他の主要な道路
- 河川
- 水路(二ヶ領用水水路網)
- 市街化調整区域
- 景観計画特定地区
- 防火地域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 地域防災拠点(中学校)
- 避難所
- 消防署

平成31(2019)年3月現在

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります

尻手・矢向駅ゾーン

<ゾーンの概要>

(1) 位置

【川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏】



(2) 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査（平成27（2015）年）

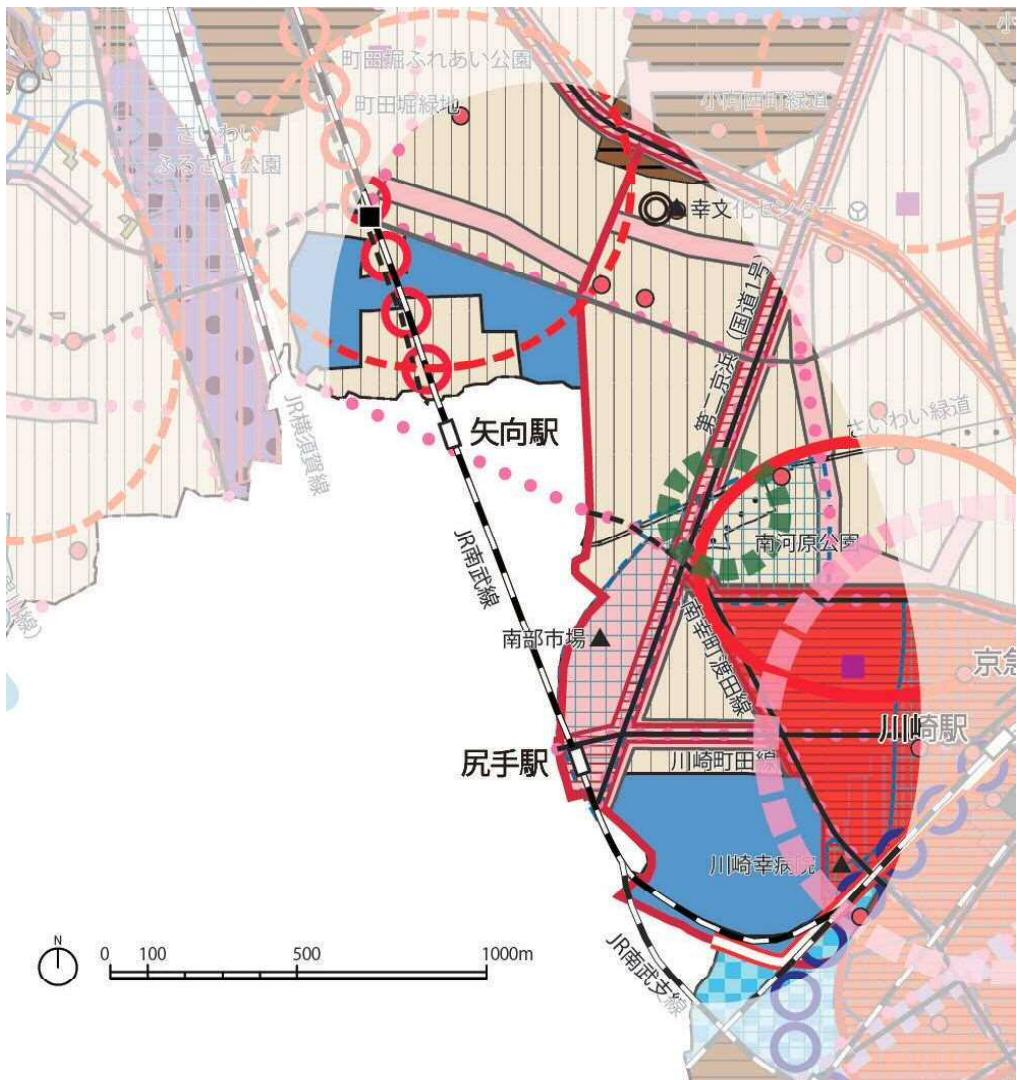
自然的土地利用	
農地	■
森林	■
河川、水面、水路	■
荒地、海浜、河川敷	■
都市的土地利用	
住宅系土地利用	■
商業系土地利用	■
工業系土地利用	■
輸送施設用地、供給処理施設用地	■
公共用地、文教・厚生用地	■
公共空地・民間空地	■
その他の空地	■
道路用地	■
鉄道用地	■
市區界	■

尻手駅と横浜市鶴見区に位置している矢向駅を中心としたゾーンで、昭和2(1927)年に両駅が設置され、都市化・工業化が進み、高度成長期には工場と住宅が併存する市街地が形成されました。現在では工場跡地等の土地利用転換による住宅地化が進んでいます。

<ゾーン内の主なまちづくりの方針>

- 尻手駅、矢向駅周辺は、通勤・通学や買物などの日常生活を支える「身近な駅」として、地域住民の暮らしを支える身近な商業や、職住近接を支える機能、生活支援関連サービス機能などの集積をめざします。
- 地区コミュニティの拠点として、共同住宅などの中高層の建物の立地も進みつつあることから、商業施設の集積などによる賑わいづくりや快適な住環境の形成をめざして、地区計画や建築協定などを活用した土地利用や街みなみ景観のルールづくりをめざす住民や商業者などの主体的なまちづくり活動を支援します。
- バスの走行環境の改善に向けて、地域特性に応じた道路の整備など、路線バスサービスの充実や路線バスの速達性・定時性の向上に資する取組を推進します。
- 南河原公園などは、地域の核となる「近隣公園」として、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ハザードマップや過去の災害情報を活用し、地域における災害リスクについて、広く地域住民や事業者への周知を進め、防災意識の向上を図るとともに、地域で災害時にお互いが助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。

■方針図



一方針一		一方針二		基本凡例	
● 商業業務エリア	○ JR南武線立体交差化	○ 区役所・出張所	▨ 広域避難場所		
■ 地域商業エリア	■ 踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進	□ 鉄道	■ 生産緑地		
■ 平たん部住環境調和エリア	■ バリアフリー基本構想策定地区	— 都市計画道路(完成・概成区間)	○・△・△・△ 主な公園・緑地等		
■ 平たん部住環境向上エリア	■ バリアフリー推進構想対象地区	- - - 都市計画道路(事業・計画区間)	▲ 主な施設		
■ 住工調和エリア	○ 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区	— その他の主要な道路	···· 路線バスネットワーク		
■ 産業高度化エリア	○ 協働による防災まちづくりの推進地区	— 河川	— 区境		
■ 新産業誘導エリア	○ 都市景観の形成	···· 水路(二ヶ領用水水路網)			
■ 幹線道路沿道エリア	□ 緑化推進重点地区	■ 市街化調整区域			
○ 公園緑地の拠点	△ 多摩川と沿線空間の連携	■ 景観計画特定地区			
○ 緑の拠点		■ 防火地域			
■ 優先的に保全を図るべき緑地		■ 急傾斜地崩壊危険区域			
■ 保全すべき緑地		■ 土砂灾害警戒区域			
■ かわさき多摩川ふれあいロード		■ 土砂灾害特別警戒区域			
		■ 地域防災拠点(中学校)			
		● 避難所			
		○ 消防署			

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります

川崎駅（西口）・京急川崎駅ゾーン

<ゾーンの概要>

(1) 位置

[川崎・小杉駅周辺エリアにおける身近な生活圏]



(2) 土地利用現況



出典：都市計画基礎調査（平成 27（2015）年）

南河原地区及び御幸地区を含む広いゾーンです。川崎市の中心地であり、明治5（1872）年に川崎駅が設置され、明治時代より駅周辺に大規模な工場等が集積され、周辺にも住宅地が広がりました。現在では、大規模な工場跡地等の土地利用転換による、中枢業務機能を有する都市機能や広域な商業施設の集積が進んでいます。

<ゾーン内の主なまちづくりの方針>

- 川崎駅周辺地区は、都心から放射状に主要な鉄道路線が複数乗り入れる本市の中心的なターミナル駅としての特性を活かすとともに、近隣都市拠点（品川・横浜など）の都市機能を意識しながら、中枢業務機能や広域的な商業、文化・交流、行政などの高次な都市機能の集積や良質な都市型住宅を誘導し、羽田空港と隣接する本市の玄関口にふさわしい市内外から人を呼びこむことができる活力と魅力にあふれた広域拠点の形成をめざします。
- 「景観計画特定地区」である大宮町地区では、豊かさの感じられる落ち着いた街なみづくりを進めており、今後は周辺市街地との調和を図りながら、民間活力を活かし計画的に複合的土地利用を誘導します。
- 道路などの基盤整備が行われないまま市街化が進んだ密集市街地では、大規模地震時に老朽化した木造住宅の倒壊や火災の延焼、緊急車両による消火活動の困難が懸念されることから、建物の不燃化・耐震化対策を進めるとともに、老朽化した木造建築物の建替更新を促進します。
- ターミナル駅としての利便性、快適性の向上に向けて、鉄道事業者などと連携した取組を推進するとともに、駅周辺の歩行者空間の整備や交通結節機能の強化を図り、安全で快適に移動できるまちをめざします。
- 御幸公園は、「御幸公園梅香事業推進計画」に基づき、市民との協働により、地域コミュニティの形成や活性化、公園周辺の魅力向上を図りながら、整備と活用を進めます。
- 多摩川河川敷の運動施設や「かわさき多摩川ふれあいロード」などは、より多くの市民が集い、利用する場として、利用環境向上や利用のマナーアップに向けた取組を推進し、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- 川崎駅周辺地区では、「川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画」に基づき、多様な主体との連携による一時滞在施設の確保や災害情報の提供、訓練の実施など、帰宅困難者対策の取組を推進します。

■方針図



一方針一

- 商業業務エリア
- 地域商業エリア
- 平たん部住環境調和エリア
- 平たん部住環境向上エリア
- 住工調和エリア
- 産業高度化エリア
- 新産業誘導エリア
- 車線道路沿道エリア
- 公園緑地の拠点
- 緑の拠点
- 優先的に保全を図るべき緑地
- 保全すべき緑地
- かわさき多摩川ふれあいロード

- JR南武線立体交差化
- 踏切道改良促進法に基づく指定踏切道の対策促進
- バリアフリー基本構想策定地区
- バリアフリー推進構想対象地区
- 密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区
- 協働による防災まちづくりの推進地区
- 都市景観の形成
- 緑化推進重点地区
- △ 多摩川と沿線空間の連携

—基本凡例—

- 区役所・出張所
- 鉄道
- 都市計画道路(完成・概成区間)
- 都市計画道路(事業・計画区間)
- その他の主要な道路
- 河川
- 水路(二ヶ領用水水路網)
- 市街化調整区域
- 景観計画特定地区
- 防火地域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂灾害警戒区域
- 土砂灾害特別警戒区域
- 地域防災拠点(中学校)
- 避難所
- ◎ 消防署
- 広域避難場所
- 生産緑地
- 主な公園・緑地等
- ▲ 主な施設
- 路線バスネットワーク
- 区境

平成31(2019)年3月現在

※凡例には本ゾーンで使用していないものもあります

